

2020年9月29日

病院経営本部  
本部長 堤 雅史 様

都庁職病院支部  
支部長 千葉 かやと  
都庁職衛生局支部  
支部長 若梅 晶子



「新しい人事給与制度（原案）」に係る説明要求書

日頃の病院運営へのご尽力に敬意を表します。

8月19日病院経営本部は「新しい人事給与制度」の原案を発表しました。職員の賃金・労働条件に関する事項を労働組合との協議もないまま発表したことは極めて遺憾です。

現在新型コロナ対応のために、病院経営は軒並み危機に陥っています。政府の医療費削減政策の下、元々ぎりぎりの状況にあった医療職場において、今後も対応を続けていくためには、人的にも財政的にも行政による保障が不可欠です。私たち両支部は、都民のいのちを守る公的医療を維持するためにも独法化には反対であることを改めて表明します。

そのうえで、今回発表された原案については不明瞭な点も多く、職場に混乱を招くものであることから、下記のとおり説明要求します。

記

<経過措置について>

1. 今回示された経過措置については10年間保障するという点でよいのか。

<人事制度について>

2. 複線型人事制度について、ポストの数はどの程度を想定しているのか。-「選考対象者の詳細」は「部門と検討」となっているが、少数職種はどうなるのか。

<評価制度について>

3. 一次評定者を看護師長としているが、現状でも看護師長の負担は過剰であり、新たな負担が増えるということか。評価に対する異議申し立てや本人開示はどうなるのか。

<給与制度について>

4. 評価期間を年度単位にするという理由で7月昇給にするとされているが、昇給を3か月延伸することか。また、昇給が夏のボーナスに反映しなくなるということか。
5. 給料表や昇給制度について明らかにすること。また、都の現在の給料表で上限・下限の金額が示されているが、主事・主任の上限を大幅に引き下げることか。
6. 今後の定年退職者数と退職金の試算はしているのか。

<職員の任用体系について>

7. 任期付病院職員について「常勤」と位置付けることによる「施設基準の取得可能性の拡大」とは何か。
8. 再任用職員についての記載がないが、再任用の職員、及び派遣期間中に退職する職員、また法人に移

行する職員の退職後の扱いはどうなるのか。

9. コメディカルの管理職ポストを配置するにあたり、課長代理・主任のポストは何パーセントなのか。

<賞与について>

10. 期末・勤勉手当を一本にするとなっているが、期間率や除算について期末・勤勉どちらの基準になるのか、あるいは別の基準をつくるのか。

11. 賞与について、例示の表では上位・最上位は都よりも上乘せされており、下位の引き下げ幅は拡大している。上下の差の基準や付与率はどう考えているのか。

12. 賞与の支給月数について、翌年度以降は法人の業績に応じて決定とされているが、その決定方法は。また支給月数の決定は法人で一律なのか、病院ごとなのか。

<諸手当について>

13. 資格手当の対象になるコメディカル、福祉・事務系の資格はどのようなものを想定しているのか。

<その他全体的な事項>

14. 原案に示された給与体系では現行の人件費率と比べて上がるのか、下がるのか。

15. その場合、法人の収入をどのように見込んでいるのか。

16. コロナ対策を継続した場合の収入について試算はしたのか。

17. 病院経営をとりまく状況が非常に厳しくなっている現状において、原案に示された経過措置等を維持しながら、医療の充実を図っていくためには、相応の運営交付金の支出が不可欠である。運営交付金の支出についての考え方は。

18. 定款・中期計画はいつ決めようとしているのか。